

## 「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

大学名：大阪大学薬学部

本評価実施年度：2017（平成 29）年度

2023 年 1 月 18 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

## 「改善すべき点」に対する改善報告への審議結果

※検討所見以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

## ■改善すべき点への対応について

### 改善すべき点（１）

#### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### ３ 医療人教育の基本的内容

#### （２）指摘事項

平成 26 年以前に入学した学生対象のカリキュラムのうち、選択科目の「臨床薬学特論 III および IV」は、ヒューマニズム教育・医療倫理教育科目として重要な科目なので、履修指導により全ての学生が履修するようにすることが必要である。

#### （３）本評価時の状況

平成 26 年以前に入学した学生対象のカリキュラムでは、「臨床薬学特論 III および IV」は選択科目であったため、全員が履修していなかった（平成 28 年度は薬学科 26 名のうち 22 名が履修）（資料 1、2）。

#### （４）本評価後の改善状況

平成 29 年度は、履修指導により、「臨床薬学特論 III」を 25 名、「臨床薬学特論 IV」を 24 名が履修した（資料 1）。また、平成 27 年度入学者から、改訂版の薬学教育モデル・コアカリキュラムを導入し、ヒューマニズム教育・医療倫理教育科目として、「薬物治療演習 1」、「薬物治療演習 2」、「医療倫理」（平成 27～30 年度入学者）、「薬学入門 1」、「薬学入門 3」、「医療倫理・臨床研究概論」（平成 31 年度以降入学者）を必修科目とした（資料 3、4）。

#### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 1 平成 28 年度以降の「臨床薬学特論 III および IV」の履修状況（開講学年の学生数と履修学生数）

資料 2 平成 24 年度～平成 26 年度入学者の大阪大学薬学部薬学科カリキュラム

資料 3 平成 27 年度～平成 30 年度入学者の大阪大学薬学部薬学科カリキュラム

資料 4 平成 31 年度以降入学者の大阪大学薬学部カリキュラム

#### 検討所見

改善すべき点（１）は、本評価時において、ヒューマニズム教育・医療倫理教育科目として重要な科目である「臨床薬学特論ⅢおよびⅣ」を履修していない学生がいた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（４）の対応をとり、平成 29 年度には当該科目をほぼ全員の学生が履修した。さらに、平成 27 年度以降入学者に対するカリキュラムにおいては該当する科目を必修とした。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（2）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 3 医療人教育の基本的内容

### （2）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、科目総合的な成果について適切な指標を設定し、それに基づいた目標達成度の評価を行うことが必要である。

### （3）本評価時の状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育は、ルーブリックを用いた PBL (Problem Based Learning) などの形成的評価を実施していたが、科目総合的な成果について適切な指標を設定し、それに基づいた目標達成度の評価を行うことが必要であった。

### （4）本評価後の改善状況

平成 31 年度の入学者から全員が 6 年制の 1 学科に移行し、これに合わせて教育目標およびディプロマ・ポリシー等の見直しを行うとともに（資料 5）、目標達成度を評価するためのルーブリック評価表を作成した（資料 6）。ヒューマニズム教育・医療倫理教育においては、このルーブリックを用いて評価を行うこととし（資料 7）、課題に則した評価項目を選択して評価を実施している。

また、実務実習・事前学習では、一般社団法人薬学教育協議会 病院・薬局実務実習近畿地区調整機構において作成された、近畿地区 14 大学共通の目標達成度を評価するための指標（資料 8）を用いて評価している。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 5 薬学部の教育目標およびディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー

資料 6 ディプロマ・ポリシーに基づいた目標達成度評価指標（ルーブリック評価表）

資料 7 令和 3 年 11 月 12 日学務会議（議事要旨）

資料 8 新薬学実務実習 事前実習評価表

#### 検討所見

改善すべき点（２）は、本評価時において、ヒューマニズム教育・医療倫理教育の科目総合的な成果についての適切な指標の設定と、それに基づいた目標達成度の評価が行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（４）の対応をとり、平成 31 年度の入学者から教育目標およびディプロマ・ポリシー等の見直しを行うとともに、ディプロマ・ポリシーの項目ごとに達成度を評価するためのルーブリック評価表を作成し、ヒューマニズム教育・医療倫理教育においては、課題に則した評価項目を選択して評価を実施することとした。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指標の設定に関しては改善されたものと判断する。今後、この指標に基づいて適切な評価が行われることを期待する。

### 改善すべき点（3）

#### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### 3 医療人教育の基本的内容

#### （2）指摘事項

コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、科目総合的な成果について適切な指標を設定し、それに基づいた目標達成度の評価を行うことが必要である。

#### （3）本評価時の状況

コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育は、ルーブリックを用いた PBL などの形成的評価を実施していたが、科目総合的な成果について適切な指標を設定し、それに基づいた目標達成度の評価を行うことが必要であった。

#### （4）本評価後の改善状況

平成 31 年度の入学者から全員が 6 年制の 1 学科に移行し、これに合わせて教育目標およびディプロマ・ポリシー等の見直しを行うとともに（資料 5）、これに合わせた目標達成度を評価するためのルーブリック評価表を作成した（資料 6）。コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育においては、このルーブリックを用いて評価を行うこととし（資料 7）、課題に則した評価項目を選択して評価を実施している。

なお、実務実習・事前学習では、一般社団法人薬学教育協議会 病院・薬局実務実習近畿地区調整機構において作成された、近畿地区 14 大学共通の目標達成度を評価するための指標（資料 8）を用いて評価している。

#### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 5 薬学部の教育目標およびディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー

資料 6 ディプロマ・ポリシーに基づいた目標達成度評価指標（ルーブリック評価表）

資料 7 令和 3 年 11 月 12 日学務会議（議事要旨）

資料 8 新薬学実務実習 事前実習評価表

### 検討所見

改善すべき点（3）は、本評価時において、コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育の科目総合的な成果についての適切な指標の設定と、それに基づいた目標達成度の評価が行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（4）の対応をとり、平成31年度の入学者から教育目標およびディプロマ・ポリシー等の見直しを行うとともに、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価するためのルーブリック評価表を項目ごとに作成し、コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育においては、課題に則した評価項目を選択して評価を実施することとした。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指標の設定に関しては改善されたものと判断する。今後、この指標に基づいて適切な評価が行われることを期待する。

#### 改善すべき点（４）

##### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

###### ４ 薬学専門教育の内容

##### （２）指摘事項

シラバスに不備不足（詳細な成績評価方法、必修・選択の別の記載がないなど）があり、改善が必要である。

##### （３）本評価時の状況

一部の科目のシラバスに不備不足があった。

##### （４）本評価後の改善状況

毎年のシラバス作成時に、成績評価方法（評価基準の寄与率を含む）を記載するよう周知しており（資料 9）、現時点では解消している（資料 10）。

必修・選択の別については、履修者により扱いが異なるため、学生便覧のカリキュラム（資料 4）を確認するようシラバスに明記した。

##### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 4 平成 31 年度以降入学者の大阪大学薬学部カリキュラム

資料 9 シラバス作成に際しての留意点

資料 10 大阪大学薬学部シラバス

#### 検討所見

改善すべき点（４）は、本評価時において、シラバスに記載の不備・不足（詳細な成績評価方法、必修・選択の別の記載がないなど）があったことに対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（４）の対応をとり、成績評価方法は作成者への周知により現在は全科目のシラバスに記載されている。一方、必修・選択の別については、履修者により扱いが異なるため、学生便覧のカリキュラムを確認することをシラバスに明記することとした。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（５）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### ５ 実務実習

### （２）指摘事項

事前学習全体を通しての目標達成度を評価する具体的な指標の設定やそれに基づく適切な評価が必要である。

### （３）本評価時の状況

実務実習事前学習の成績は、レポート、期末試験、ポートフォリオにより評価していたが、全体を通しての目標達成度を評価する具体的な指標の設定やそれに基づく適切な評価が十分ではなかった。

### （４）本評価後の改善状況

近畿地区の全ての大学の実務実習施設への配属は、一般社団法人薬学教育協議会 病院・薬局実務実習近畿地区調整機構によって決定されていることから、円滑な実務実習の実施に向けて、事前学習の目標達成度の評価を各大学が共通の評価基準によって行い、その結果を実習施設に伝えることが望ましいと考えられたため、共通のルーブリックを用いた評価（概略評価）を行うこととなった。そこで、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構に臨床準備教育の評価策定に関する協議会が設置され、統一の評価基準が作成された（資料8）。平成30年度から、大阪大学もこの概略評価に基づいて目標達成度の評価を行っている。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

#### 資料8 新薬学実務実習 事前実習評価表

#### 検討所見

改善すべき点（５）は、本評価時において、事前学習全体を通しての目標達成度を評価する具体的な指標の設定やそれに基づく適切な評価がなされていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（４）の対応をとり、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構により作成された臨床準備教育の評価に関する統一の評価基準に基づいて、平成30年度から目標達成度の評価を行っている。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（6）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 6 問題解決能力の醸成のための教育

### （2）指摘事項

「長期課題研究」は、客観的採点基準を定め、それに沿った評価が必要である。

### （3）本評価時の状況

「長期課題研究」の評価について、客観的採点基準を定めて、それに沿った評価を行う必要があるとの指摘を受けた。

### （4）本評価後の改善状況

「長期課題研究」の審査では、長期課題研究論文を提出し、主査（所属研究室主任教員）および副査（関連研究領域の教授、准教授または講師）による査読ののち、指摘事項への対応を原則面談によって説明する。また、博士論文および修士論文の学位審査公聴会に相当する長期課題研究発表会では、予め発表要旨を提出し、上記の主査および副査が出席のもと、発表および質疑応答を行う。

長期課題研究の成績の評価基準として、

- ・研究課題及び研究計画立案能力：20点
- ・研究に取り組む姿勢：20点
- ・研究実施能力：20点
- ・研究結果解析・考察能力：20点
- ・論文作成・発表能力：20点

を設定しており（資料10）、これらは客観的評価基準と考えている。上述のような厳格な長期課題研究論文の審査において、採点表等を用いた評価は行っていないが、主査、副査はこの評価基準を鑑みて総合的に評価している。最終的な総括的評価は、主査によって副査による評価も勘案して点数化しており、厳格な評価が行われている。

さらに、この指摘事項に対応するため、研究に必要な基礎的知識・発表能力を問うための学術確認試験を4年次の夏に、長期課題研究中間発表会を4年次の冬に実施することとした。これらの試験および発表会の審査に合格することを単位認定の要件としている。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料10 大阪大学薬学部シラバス（p. 1 長期課題研究）

#### 検討所見

改善すべき点（6）は、本評価時において、「長期課題研究」の評価が客観的採点基準に沿って行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（4）の対応をとり、これまでの評価基準（5項目）に対する点数配分には変更はないが、これに加えて4年次の学術確認試験合格および長期課題研究中間発表会の審査に合格することを単位認定の要件としている。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できた。中間における科目評価を追加したことは評価できるが、「評価基準」とされているものは評価項目およびそれぞれの寄与率を示しているのみであり、客観的採点基準は設定されていないので、指摘の趣旨を踏まえた改善をさらに進めることを求める。

## 改善すべき点（7）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 6 問題解決能力の醸成のための教育

### （2）指摘事項

問題解決能力の醸成に向けた教育における目標達成度の評価について、「長期課題研究」だけではなく、他の科目を含めた総合的な評価が必要である。

### （3）本評価時の状況

問題解決能力の醸成に向けた教育における目標達成度の評価は、「長期課題研究」による総合的な評価であった。

### （4）本評価後の改善状況

大阪大学の「長期課題研究」は、「2年次までの学部教育及び学年進行に伴って学習する薬学専門教育において培った知識・技能・態度を基礎として、3年次から6年次までの4年間、薬学部・薬学研究科を構成する研究分野に所属して学術研究活動を行う。配属された分野の教員の指導の下、研究課題の設定、当該課題に関する学術的な情報収集、これに基づいた研究計画の立案、研究計画に沿った実験等の実施、結果の解析と考察、成果の発表、卒業論文の作成を通して、専門領域研究において必要な知識・技能の修得、研究者・医療人としての使命感・責任感・倫理観の涵養や国際的な視点の涵養、および課題探求能力・問題解決能力の修得を図る。」ことを目的としている（資料10）。

「長期課題研究」は学生が主体的に学術研究に取り組むものであり、研究室内で定期的に関行されるゼミナール、報告会や不定期に関行される議論により成立しており、総合的な科目となっている。

さらに、この指摘事項に対応するため、研究に必要な基礎的知識・発表能力を問うための学術確認試験を4年次の夏に、長期課題研究中間発表会を4年次の冬に実施することとした。これらの試験および発表会の審査に合格することを単位認定の要件としている。

以上より、問題解決能力の醸成に向けた教育の総合的な成果を、長期課題研究により評価することが可能であると考えている。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料10 大阪大学薬学部シラバス（p. 1 長期課題研究）

#### 検討所見

改善すべき点（7）は、本評価時において、問題解決能力の醸成に向けた教育の達成度評価が「長期課題研究」の評価のみで行われていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（4）の対応をとり、研究に必要な基礎的知識・発表能力を問うための学術確認試験を4年次の夏に、長期課題研究中間発表会を4年次の冬に実施し、これらの試験および発表会の審査に合格することを長期課題研究の単位認定の要件とすることで問題解決能力の醸成に向けた教育の総合的な成果を、「長期課題研究」により評価することが可能であるとした。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認でき、指摘が求める改善が進みつつあることは評価できるが、「長期課題研究」の単位認定の要件に「学術確認試験」と「長期課題研究中間発表会」に合格することを含めるだけでは指摘が求める「他の科目を含めた総合的な評価」としては十分ではないので、指摘の趣旨を踏まえた改善をさらに進めることを期待する。

## 改善すべき点（８）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### ８ 成績評価・進級・学士課程修了認定

### （２）指摘事項

再試験の有無については、最初の授業の実施までに学生に周知しておく必要がある。

### （３）本評価時の状況

一部の科目において、再試験の実施の有無を最初の授業までに学生に周知していなかった。

### （４）本評価後の改善状況

学生便覧に再試験を行うことがあることを記載し（資料 11）、教員へは最初の授業において学生に伝えるよう周知している（資料 12）。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 11 大阪大学薬学部履修要領

資料 12 再試験実施の有無の周知に関する教員への通知

#### 検討所見

改善すべき点（８）は、本評価時において、再試験の有無の学生への周知が開講前に行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（４）の対応をとり、学生便覧に再試験を行うことがあることを記載し、教員へは最初の授業において再試験の有無について学生に伝えるよう周知した。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（9）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 8 成績評価・進級・学士課程修了認定

### （2）指摘事項

一部の科目のシラバスに評価基準の配分が曖昧な表現「総合的に評価する」等の記載があるので、寄与率を明記するなど、明確な表現にすることが必要である。

### （3）本評価時の状況

一部の科目のシラバスの評価基準の配分が曖昧な表現であった。

### （4）本評価後の改善状況

毎年のシラバス作成時に、成績評価方法（評価基準の寄与率を含む）を記載するよう周知しており（資料9）、現時点では解消している（資料10）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料9 シラバス作成に際しての留意点

資料10 大阪大学薬学部シラバス

## 検討所見

改善すべき点（9）は、本評価時において、成績の評価基準の配分（評価項目ごとの点数配分）がシラバスに明確に記載されていない科目があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（4）の対応をとり、成績評価方法（評価項目の寄与率を含む）をシラバスに明記することとした。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（10）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

9 学生の支援

（2）指摘事項

健康診断受診率の極端に低い学年があるので、健康診断受診率を向上させる必要がある。

（3）本評価時の状況

健康診断の受診率が低い学年があった。

（4）本評価後の改善状況

定期健康診断および実務実習前の健康診断を受診するよう周知しており、受診率は改善している（資料13）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料13 健康診断の受診状況（令和元年度）

**検討所見**

改善すべき点（10）は、本評価時において、健康診断受診率が極端に低い学年があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（4）の対応をとり、定期健康診断および実務実習前の健康診断を受診するよう周知した結果、2年生の受診率は2019（令和元）年度には89%に改善し、3および4年生も90%以上の受診率を示した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。今後、全員受診に向け、さらなる取り組みが行われることを期待する。

## 改善すべき点（11）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 1.3 自己点検・評価

### （2）指摘事項

大阪大学薬学部の薬学評価会議では、中期計画・中期目標に関する自己点検・評価のシステムを用いて、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育システムについての点検・評価を行い、改善に結びつける必要がある。

### （3）本評価時の状況

中期計画・中期目標に関する自己点検・評価のシステムを用いた薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育システムについての点検・評価が改善に十分結びついていなかった。

### （4）本評価後の改善状況

大阪大学は、令和3年度に機関別認証評価を受審した。これに合わせて、毎年の中期目標・中期計画に関する自己点検・評価を実施するシステムによる、部局における内部質保証、とくに教育プログラムに係る自己点検・評価システムの構築と実践が求められている。平成31年度には大学全体の教育目標とポリシーの改訂が行われ、また令和2年度にはアセスメントのガイドラインと教育プログラムに関する具体的な点検項目が提示された（資料14）。薬学部では、平成31年度の入学者から全員が6年制の1学科に移行するとともに、大学における内部質保証の推進に積極的に参画し、教育目標とポリシーの見直しを行い、カリキュラム・シラバスを策定した（資料4）。

以上のような薬学部におけるPDCAサイクルによる教育プログラムの計画・実施、自己点検・評価（資料15）とそれに基づいた改善は、中期計画・中期目標に関する自己点検・評価のシステムを用いた薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育システムに関する点検・評価・改善である。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料4 平成31年度以降入学者の大阪大学薬学部カリキュラム

資料14 大阪大学における教育の内部質保証のための教育アセスメントのガイドライン

資料15 自己点検・評価調書（令和3年度）

#### 検討所見

改善すべき点（11）は、本評価時において、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育システムについての点検・評価が行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は（4）の対応をとり、令和3年度には薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育システムに関する点検・評価を行い、問題点の改善を目指している。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。